

三健第 1082 号
令和3年3月19日

介護保険サービス事業所 施設長様
有料老人ホーム 管理者様
施設長様

三戸町健康推進課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等の臨時的取扱い終了について

記

平素は、本町の介護保険事業の推進に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和2年4月7日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）」に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いを実施してまいりましたが、県内の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、この取り扱いを終了することとし、令和3年5月末期間満了者から従来通り要介護認定調査等を行い、要介護及び要支援区分を決定致します。

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ
三戸町役場 健康推進課
高齢者支援班
電話 20-1153